雲南市立幼稚園・認定こども園（幼稚園利用）
入園申込みの手引き【平成 31 年度版】

【目次】

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1　入園申込締切日について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

2　入園申込に必要な書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

3　申込後（入園後）の申込内容の変更等について・・・・・・・・・・・・・・・・4

4　保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

5　預かり保育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

6　給食費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

7　雲南市外の幼稚園等への入園（広域利用）について・・・・・・・・・・・・・・7

8　雲南市幼稚園等概要一覧（幼稚園利用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

9　平成 31 年度雲南市幼稚園保育料基準額表（案）・・・・・・・・・・・・・・・9

はじめに

【入園申込方法】

幼稚園・認定こども園（幼稚園利用）（以下「幼稚園等」という。）の入園については、子ども政策課または総合センター市民福祉課に必要な書類をご提出ください **（郵送でのお申込みは受付けできません）。**

≪提出先≫

■継続入園の場合・・・書類提出の必要はありません。

■新規入園の場合・・・子ども政策課、総合センター市民福祉課

■市外幼稚園等入園の場合・・・子ども政策課

≪新しく認定こども園になる施設の幼稚園利用について≫

■田井保育所、掛合保育所は認定こども園になります。現在、同施設で保育所利用されている場合で平成 31 年度から幼稚園利用に変更する場合は、「新規入園」となりますので、入園申込みに必要な書類をご提出ください。

≪認定こども園の保育所利用について≫

保育を必要とする事由があり、認定こども園の保育所利用を希望される場合は、新規入所の手続きが必要となります（【平成 31 年度版】保育所利用の入所申込みの手引き参照）。

【問い合わせ先】　雲南市子ども政策局子ども政策課　0854-40-1044

幼稚園等一覧	電話番号
佐世幼稚園	0854-43-2817
寺領幼稚園	0854-42-0870
西日登幼稚園	0854-42-0875
鍋山幼稚園	0854-45-3762
認定こども園大東こども園（幼稚園利用）	0854-43-2710
認定こども園西こども園（幼稚園利用）	0854-43-6005
認定こども園海潮こども園（幼稚園利用）	0854-43-2298
認定こども園加茂こども園（幼稚園利用）	0854-49-6760
認定こども園木次こども園（幼稚園利用）	0854-42-2173
認定こども園斐伊こども園（幼稚園利用）	0854-42-2130
認定こども園三刀屋こども園（幼稚園利用）	0854-45-2168
認定こども園吉田保育所（幼稚園利用）	0854-74-0330
認定こども園田井保育所(幼稚園利用)	0854-75-0201
認定こども園掛合保育所(幼稚園利用)	0854-62-9900

※必要な様式は市ホームページ http://www.city.unnan.shimane.jp/または雲南市子育てポータルサイト http://kosodate-unnan.jp/から閲覧、ダウンロードすることができます。

【入園要件】

1. 雲南市に住民登録していること（転入予定の場合でも申込みできます）。
2. 満３歳（平成 31 年４月１日現在）以上の子どもであること。

生年月日	保育年齢
平成 25 年４月２日生～平成 26 年４月１日生	５歳児
平成 26 年４月２日生～平成 27 年４月１日生	４歳児
平成 27 年４月２日生～平成 28 年４月１日生	３歳児

【支給認定申請】

幼稚園等に新規入園するためには、支給認定申請書兼入園申込書を提出していただき、雲南市の認定を受ける必要があります。

※満３歳以上で幼稚園等の教育を希望される場合は、１号認定（教育標準時間）となります。

※入園内定通知に合わせ、支給認定証を発行します。

【入園申込みにおける注意点】

1. 支給認定書兼入園申込書等の記入例や注意事項をよく確認してからご記入ください。
2. 記入漏れ・押印漏れの場合は、受付けできません。
3. 提出書類は必ずボールペンでご記入ください（鉛筆や消せるボールペンは不可）。
4. 記載内容に虚偽の内容があるとわかった場合は、入園内定を取消す場合があります。
5. 年度内の転園は、困難な場合もありますので、教育方針、送迎距離などをよく検討した上でお申込みください。

1　入園申込み締切日について

入園希望月		申込受付締切日	結果通知予定
平成 31 年	4 月	平成 30 年 12 月 3 日（月）～ 平成 30 年 12 月 21 日（金）	1 月中旬
	5 月以降	原則、入園希望月の前月 15 日	毎月 20 日以降
平成 32 年	1 月		
	2 月		
	3 月		

※受付締切日を過ぎた申込みや希望内容の変更がある場合、入園月が遅くなる場合があります。

2　入園申込みに必要な書類について

以下の（1）の書類に加え、（2）から（4）は必要に応じご提出ください。

(1)「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼平成 31 年度幼稚園・保育所・認定こども園入園（所）申込書（「支給認定申請書入園申込書」という。）」

⇒入園対象児 1 人につき 1 枚必要です。

※幼稚園等での集団生活・日常生活において配慮が必要（食事、健康状態、障がいの内容など）な場合は、事前に幼稚園等へご相談ください。

※新規申込みの場合は、保護者（父母）及び入園対象児の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。申請の際、通知カード及び本人確認のため運転免許証等を提示していただきます。

(2) 在宅障がい児（者）のいる世帯であることを証明する書類

在宅障がい児（者）のいる世帯で保育料基準額表（9 ページ）の第 2 階層から第 4 階層に該当する世帯の場合は、該当者の「身体障害者手帳の写し」、「療育手帳の写し」、「精神障害者保健福祉手帳の写し」、「特別児童扶養手当証書の写し」、「障害年金を受給していることが分かる書類の写し」のいずれかをご提出ください。

(3) 課税証明書等

雲南市以外で市区町村民税を課税されている保護者の方は、「課税証明書」または市区町村から送付される「市区町村民税決定通知書（写し）」をご提出ください。（マイナンバー利用により省略　可）

雲南市以外で課税されている方	必要な書類	取得（交付）先
平成 30 年 1 月 2 日以降に雲南市へ転入された方	平成 30 年度分	1 月 1 日現在の住所地の市区役所・町村役場
平成 31 年 1 月 2 日以降に雲南市へ転入された方	平成 31 年度分	

※その年の 1 月 1 日に居住していた市区町村へお問合わせください。

※市区町村民税決定通知書は、非課税の方には送付されない場合がありますので、その年の 1 月 1 日に居住していた市区町村へお問合わせください。

また、入園を希望する月により必要となる証明年度が変わります。

入園月	必要な「課税証明書」または「市区町村民税決定通知書（写)」
平成 31 年 4 月、5 月	平成 30 年度分　※後日、平成 31 年度分が必要です。
平成 31 年 6 月～8 月	平成 30 年度分および平成 31 年度分
平成 31 年 9 月以降	平成 31 年度分

※上記書類は、世帯につき、保護者（父母）それぞれ 1 枚が必要です（コピー可)。

(4) 第 3 子以降保育料無料化申請書

保護者等が現に養育している満 18 歳未満（年度の途中で満 18 歳に達する場合は、18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの間にある者）の児童が 3 人以上いる世帯のうち、その世帯の 3 人目以降の児童の保育料は、無料となります。

※平成 31 年度の途中において満 18 歳に達する児童とは、平成 13 年 4 月 2 日から平成 14 年 3 月 31 日までに生まれた方です。

保育料の無料化には申請書の提出が必要です。

3　申込み後（入園後）の申込み内容の変更等について

(1) 申込書の記載内容に変更があった場合

「支給認定申請書入園申込書」提出後または入園後に、申込書記載内容について変更があった場合は、速やかに子ども政策課で必要な手続きをしてください。入園内定後に、申込内容の変更が判明した場合には、内定を取消すことがあります。

(変更例) ■住所・電話番号などの連絡先
■市区町村民税の課税額の変更
■申込みの取下げ、内定の辞退
■入園希望幼稚園等の変更　など

(2) 幼稚園等の年度途中転園

年度途中に転園を希望される場合は、子ども政策課までお問合わせください。

(3) 認定こども園の年度途中移籍 ≪幼稚園利用（1 号認定）⇔保育所利用（2 号認定）≫

保護者の就労状況等の変化などにより移籍を希望される場合は、次の手続きにより移籍できる場合があります**（施設の入園状況により移籍できない場合があります)**。

≪保育所利用へ変更する場合≫

①幼稚園利用のお子さんが「保育を必要とする事由」に該当となった場合、所定の様式により移籍の手続きを行うことができます。

なお、手続きは、移籍を希望する月の前月 15 日までにお願いします。

②保育を必要とする事由が「求職活動」の場合、90 日を経過する日の月末までに限り移籍することができます。また、特別の事情がある場合を除き、同一年度内における複数回の移籍は、受付けできません。

≪幼稚園利用へ変更する場合≫

①保育所利用のお子さんが、「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合は退園となります。ただし、幼稚園利用への変更手続きを行うことで、引き続き同じ施設へ通うことができます。**（施設の入園状況により移籍できない場合があります）**。

②上記お子さんがその後再び「保育を必要とする事由」に該当となった場合で、保育所利用を希望される場合は、前ページ≪保育所利用へ変更する場合≫をご覧ください。

(4) 市外への転出

市外へ転出された場合は、幼稚園等は退園することとなります。

引き続き転出前に入園していた幼稚園等を利用する場合（広域入園）は、転出先の自治体担当課にて入園申込みをしてください。**ただし、広域入園を認めていない（実施していない）自治体もありますので、あらかじめ転出先の自治体にご確認ください。**

4　保育料について

(1) 保育料の算定

幼稚園等では、保護者会費や備品代、教材費等の負担（実費負担）が必要になる場合があります。詳細は各幼稚園等にお問合わせください。

■保育料は、原則として児童と生計を同じくする保護者(父母)の市区町村民税の課税状況や、ひとり親世帯や在宅障がい者（児）世帯等の世帯状況により算定します。また、年度途中で算定用の市区町村民税課税年度の切替えを実施します。4 月から 8 月分までの保育料は平成 30 年度の課税状況で決定し、9 月から 3 月分までの保育料は平成 31 年度の課税状況で決定します。ただし、国の制度改正等に伴い変更となる場合がありますのでご了承ください。

■転居や婚姻・離婚等により世帯状況が変わった場合は、変更手続きが必要です。
なお、離婚調停中の場合は、そのことが分かる書類の写しを添付してください。
この変更手続きにより保育料を再算定します（保育料が変わらない場合もあります)。
月途中に変更手続きをされた場合は、翌月分の保育料から再算定します。

■年度途中における確定申告や住民税申告の修正申告により、市区町村民税額が変更となる場合は、変更手続きが必要です。
なお、課税額が変更となることが分かる書類の写しを添付してください。
月途中に変更手続きをされた場合は、原則翌月分の保育料から再算定します。

■平成 31 年度の保育料は、国が定める上限額の範囲内で雲南市が決定します。
「平成 31 年雲南市幼稚園等保育料徴収基準額表（案)」(9 ページ）をご確認ください。

(2) 保育料の納付

■保育料の納入期限は、毎月末日（末日が金融機関非営業日の場合は翌営業日）です。ただし、12 月分は 25 日となります（25 日が金融機関非営業日の場合は翌営業日)。

■保育料の納付は便利な口座振替をご利用ください。手続きは金融機関窓口設置の「雲南市口座振替依頼書」にて、直接金融機関へお申込みください。

■口座振替依頼書の対象科目について

・幼稚園入園の場合は「幼稚園保育料」を選んでください。

・認定こども園入園の場合は「保育園・認定こども園保育料（または保育園保育料)」を選んでください。

■金融機関によっては口座振替開始までにある程度の期間を要する場合があります。口座振替開始までの間は、納付書を送付しますので、市役所１階会計課または総合センター窓口、金融機関窓口で直接納付してください（コンビニ納付はできません)。

■納入期限内に納付がない場合や口座振替の再振替（翌月 15 日振替分）が不能の場合、督促状を送付しますので、督促状により納付してください。

なお、延滞金は、国税および地方税の例によります。

■保育料を滞納された場合は、減免適用を解除します。

(3) 長期休業中の保育料

幼稚園等の保育料は夏休み等の長期休業中を含め、毎月納めていただきます。

(4) 月途中入退園の保育料

幼稚園等は月途中入退園の場合でも、保育料の日割り計算はしません。

5　預かり保育について

※長期休業中（夏休み等）の預かり保育については、従来どおり大東こども園または三刀屋こども園を利用していただくことになります。

≪預かり保育の概要（予定含む）≫

	西こども園、海潮こども園、 加茂こども園､木次こども園、 斐伊こども園、吉田保育所 田井保育所、掛合保育所	大東こども園 三刀屋こども園	佐世幼、寺領幼、西日登幼、鍋山幼
預かり時間	・通常保育日 14:00－18:00 ・夏季・冬季・学年末休業日 8:00－18:00	左記に同じ	通常保育日（14：00-17：00） ※夏季・冬季・学年末休業日は大東こども園・三刀屋こども園を利用
利　用　料	・通常保育日 650 円／日 ・夏季・冬季・学年末休業日 1,300 円／日	左記に同じ	・通常保育日 480 円／日 ・夏季・冬季・学年末休業日 1,300 円／日
対　象　児	自園の幼稚園利用児	自園の幼稚園利用児 市内幼稚園在籍児	自園在籍児
実　施　日	通常保育日（月～金） 夏季休業日、冬季休業 学年末休業日	左記に同じ	通常保育日のみ ※夏季・冬季・学年末休業日は大東こども園・三刀屋こども園を利用
利 用 日 数	最大 12 日／月	左記に同じ	左記に同じ
利 用 定 員	実施園の状況による	左記に同じ	左記に同じ

	西こども園、海潮こども園、 加茂こども園、木次こども園、 斐伊こども園、吉田保育所 田井保育所、掛合保育所	大東こども園 三刀屋こども園	佐世幼、寺領幼、西日登幼、鍋山幼
申 込 締 切	利用する日の５日前まで	左記に同じ	左記に同じ
申 込 書 類	在籍園に提出	左記に同じ	左記に同じ
そ の 他	・長期休業中の場合、昼食（弁当）を持ってきてください。 ・園行事等により利用できない日があります。	左記に同じ	左記に同じ

6　給食費について

給食費は、お子さんが食べられる給食の食材費に充てられる大切な財源です。

保育料には給食費が含まれていませんので、別途お支払いいただくことになります。

4 月から 2 月分は月額 3,600 円（参考：H30 年度分）をお支払いいただき、3 月に精算します。

給食費については、教育委員会教育総務課（40-1071）へお問合わせください。

※田井保育所、掛合保育所（幼稚園利用）の給食費については、子ども政策課（40-1044）へお問合わせください。

7　雲南市外の幼稚園等への入園（広域入園）について

雲南市外の幼稚園等へ入園（広域入園）することができます。

「入園申込みに必要な書類について」（3 ページ）をご確認いただき、必要な書類を子ども政策課へご提出ください。

ただし、受入れ先の幼稚園等の状況により入園できない場合があります。

■注意点

受入れ先の自治体に幼稚園等があり、広域入園を実施していることが前提となります。

雲南市内の幼稚園等に入園中の場合は、退園後の利用となります。

■保育料

雲南市の基準により算定した保育料となります。

市外私立幼稚園・認定こども園を利用される場合は、利用施設に保育料をお支払いいただくことになります。

8　雲南市内幼稚園等概要一覧（幼稚園利用）

※預かり保育について変更となる場合があります。

町名	施設名	〒	住所	☎	利用時間（月～金）	利用定員	預かり保育（幼稚園利用児対象）	
							通常保育日 14:00-18:00	長期休業中 8:00-18:00
大　東	大東こども園	699-1252	田中 50-1	43-2710	8:30～14:00 ※1	35	○	○
	西こども園	699-1232	仁和寺 2435-11	43-6005		45	○	○
	佐世幼稚園	699-1214	上佐世 1375-1	43-2817		25	○ ※2	※3
	海潮こども園	699-1206	南村 196	43-2298		20	○	○
加　茂	加茂こども園	699-1105	宇治 238	49-6760		60	○	○
木　次	木次こども園	699-1334	新市 53	42-2173		30	○	○
	斐伊こども園	699-1311	里方 1064	42-2130		30	○	○
	寺領幼稚園	699-1322	寺領 612	42-0870		25	○ ※2	※3
	西日登幼稚園	699-1342	西日登 985	42-0875		15	○ ※2	※3
三刀屋	三刀屋こども園	690-2404	給下 750-2	45-2168		60	○	○
	鍋山幼稚園	690-2634	乙加宮 1228-1	45-3762		15	○ ※2	※3
吉　田	吉田保育所	690-2801	吉田 2664	74-0330		5	○	○
	田井保育所	690-2313	深野 244-4	75-0201		5	○	○
掛　合	掛合保育所	690-2701	掛合 2149-2	62-9900		10	○	○

※1　施設により異なる場合があります。各施設へお問合わせください。
※2　佐世幼・寺領幼・西日登幼・鍋山幼の通常保育日の預かり保育時間は 14:00－17:00 となります。
※3　長期休業中（夏季、冬季、学年末休業日）は大東こども園または三刀屋こども園をご利用ください。

9　平成 31 年度　雲南市幼稚園等保育料徴収基準額表（案）

※変更となる場合があります。

児童の属する世帯の階層区分			国基準 月額（円）	雲南市 月額（円）
階層区分	定義			
第1階層	生活保護世帯		0	0
第2階層	市民税 非課税世帯　（市民税均等割非課税世帯）		3,000	2,600
		ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等	0	0
第３階層	市民税 非課税世帯　（市民税所得割非課税世帯）		3,000	3,000
		ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等	0	0
第４階層	市民税 課税世帯	所得割課税額77,100円以下	16,100	5,200
		※ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等	7,550	2,100
第5階層		所得割課税額77,101円以上211,200円以下	20,500	5,200
第6階層		所得割課税額211,201円以上	25,700	5,200

※小学校3年生までの児童が2人以上いる場合、最年長のお子さんを第1子、その下のお子さんを第2子とカウント。第2子は半額、第3子以降については無料となります。ただし、年収が約360万円未満（所得割課税額が77,100円以下）の世帯は、多子軽減に伴う多子計算（子どものカウント対象）の年齢制限を撤廃します。これにより、小学校4年生以上でも第1子となります。

なお、第5階層以上の保育料は、国基準月額の半額以下に定めているため、上記の適用はありません。

※ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯で年収360万未満相当の世帯は、第1子が半額、第2子以降は無料となります。

※その他雲南市独自減免は継続。

〇第3子以降保育料の無料化

18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、3子以降の児童であれば保育料を無料とします。